

Energize

私たちはお客様の**“元気”**をサポートします！

いよいよ「フィンテック」！

TEAMyoko-so が横浜銀行様、freee様様の開発に協力させていただいていた横浜銀行の“新型融資制度”がスタートします。いよいよフィンテックの波が「横浜」にもやって来ました。この波がさらに大きくなり「即日低金利融資」、さらには、経営計画・事業計画のリアル・モニタリングによる「事業性評価融資」という銀行業務の原点回帰に繋がり... 中小企業と銀行の関係性に大きな革新が起こることを期待しています。TEAMyoko-so はIT化の先頭に立ちお客様のビジョン実現をサポートします！

横浜銀行 | CONCORDIA
コンソルティア・フィナンシャルグループ

「会計ソフトfreee」
利用者限定

クラウド会計ソフトfreee提携
〈はまぎん〉スーパービジネスローン

WEB仮審査は
提出書類なし！
回答は最短当日中！

お申し込み～
本審査まで
原則来店不要！

無担保で
最高5,000万円まで
ご融資！

freee認定アドバイザー(2つ星以上) である会計事務所をユーザー招待し、
会計指導を受けている方が、横浜銀行を
「金融機関アドバイザー」として招待していただく

通常の適用金利※より

年▲0.25%

※通常の「〈はまぎん〉スーパービジネスローン」ご利用時の適用金利との比較です。

お手続きの流れ



(注)「仮審査」の結果は、「本審査」の結果の内容と異なる場合があります。

仮審査専用URL

<http://www.boy.co.jp/hojin/loan/freee-teikei/index.html>



■本商品のお問い合わせ・ご相談は、ビジネスローンプラザまで



0120-76-4580

【電話受付時間】

銀行窓口営業日の午前9時～午後5時

Afresh あなたに、あたらしく。

H28.12(使用期限:平成29年9月30日まで)

◆パート主婦が気になる「年収の壁」について

会社員や公務員などのご主人の扶養に入って、パートタイム労働者として仕事をしている主婦の方は、年末が近づくと年収の扶養の枠を超えないか気になってくると思います。扶養に入るか入らないかで、所得税・住民税・健康保険・公的年金に影響します。これらを「年収の壁」といいます。

●2016年4つの「年収の壁」

① 「年収103万円の壁」

年間の給与収入が103万円を超えると所得税の負担が発生します。夫の所得税計算において配偶者控除38万円を受けることができます。

② 「年収130万円の壁」

年間の給与収入が130万円を超えると、健康保険の扶養や国民年金の第3号被保険者から外れることになり、自分で公的医療保険や公的年金に加入して保険料や年金を負担することになります。

③ 「年収106万円の壁」

②の壁を理由に、年間の給与収入を130万円以内に抑えようとして、少ない時間で働こうとする傾向がありました。そのため、2016年10月から厚生年金と健康保険の加入対象者が拡がりました。2016年10月からは、以下の要件を満たした場合、厚生年金と健康保険の加入対象者となります。

(ア) 週20時間以上の労働時間

(イ) 年収106万円以上

(ウ) 勤続期間が1年以上

(エ) 従業員501人以上の会社

※今回の見直しの対象は、従業員501人以上の会社なので中小企業は対象外となりますが、今後の改正で対象が広がる可能性もあるため注意が必要です。

④ 「年収141万円の壁」

年間の給与収入が130万円を超えると、所得税・健康保険・国民年金の負担が発生しますが、年収103万円超141万円未満の場合には、配偶者特別控除として夫の所得から控除することができます。ただし、夫の合計所得金額が1,000万円を超えると使うことができません。

●税制改正大綱発表!

12月8日に発表された税制改正大綱によると、夫と妻の年収に応じた配偶者控除は下記のようになります。

2017年度税制改正大綱：世帯主と配偶者の年収に応じた配偶者控除の金額 (単位：万円)

配偶者の年収	201万円超	0	0	0	0
	201万円以下	3	2	1	0
	197万円以下	6	4	2	0
	190万円以下	11	8	4	0
	183万円以下	16	11	6	0
	175万円以下	21	14	7	0
	167万円以下	26	18	9	0
	160万円以下	31	21	11	0
	155万円以下	36	24	12	0
	150万円以下	38	26	13	0
		1,120万円以下	1,170万円以下	1,220万円以下	1,220万円超
世帯主の年収					

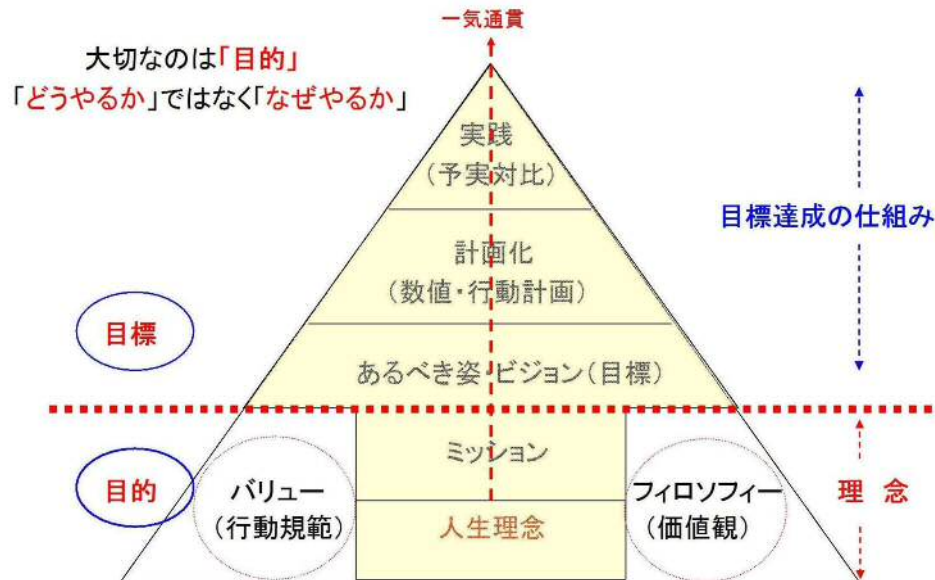
不明点がございましたら担当者までご相談ください。

★ 世界最新の経営手法..

先日、船井総研の担当者から米国トップ企業の経営視察に行った際のお話を伺いました。

Google やスターバックスなどのトップ企業は、一律に国籍や性別や人種、性的マイノリティー（レズビアンやゲイ、バイセクシャル・・・）等々の個性については非常に神経質に対応し差別をなくすための努力を惜しまないのが共通の特徴だそうです。そして、同様に「スターバックスの価値観」を明確に示して、その価値観を共有できる人のみを採用するというのも共通の経営手法であると伺いました。その結果、スターバックスの社員は全員がスターバックスが大好きなファンの集まりのような会社だということです。

また、先月、freeの本社でセミナー講師をさせていただいた際に Google 出身の幹部の方から、Google では「Google 社員らしくないと言われるのが最大の侮辱でした」というお話を伺いました。Google は I T 関連の会社ではありますが Google の最大の売りは「Google の価値観」だということです。これをスターバックスに置き換えれば、スターバックスの最大の売りは美味しいコーヒーではなく「スターバックスの価値観」だということでしょうか？



高度情報化が進むことにより、性別の価値観、国別の価値観、年代別の価値観など... 大きな価値観の違いが平準化され共通化されていく中で、価値観はより多種多様で非常に個人的なものになりつつあるのかもしれない。そんな中でトップ企業は自社の価値観を明確に打ち出すことにより、逆にその価値観に共感する人たちが集まるという構図ができ始めているのかもしれない...

つまり、米国のトップ企業は皆、経営手法として『理念経営』を前面に押し出しているということであり、米国のトップ企業の経営手法は全世界の企業が追随する世界最新の経営手法だと言っても良いと思います。

人材こそが、ほとんど唯一最大の経営資源である私たち中小企業にとっても、これはとても重要で大きな課題ではないでしょうか？

自社のミッション（存在意義）が明確になり社員全員のベクトルが揃い、その実現のために全社員が判断基準として共有すべきフィロソフィー（価値観）やバリュー（行動規範）が統一される... 社長も社員も同じゴールを目指すチームメイトとなり、それぞれが共通の価値基準・判断基準に基き、主体的に自分の仕事を進める。その結果が同一のゴールという成果として実現される...

まさに理想の組織ですね。世界最新の経営手法「理念経営」に取り組みませんか？

★ 悩める相続第16弾！

今月は老親の家計管理のポイントをレポートいたします。

高齢の親がいる人にとっての心配事の一つが、親の家計管理だと思います。特に税金、社会保険など公的な手続きや銀行口座の管理が不十分だと、必要以上の出費につながったり将来の相続手続きが煩雑になったりしかねません。

親の判断能力や体力が低下しているようでしたら、早めに手助けをすることが大切です。

● 先ずは医療の手続き確認を

75歳以上が対象の後期高齢者医療制度は毎年8月1日に自己負担割合が見直され、1割負担か3割負担かが決定されます。

市町村民税の課税所得が145万円以上ある人、同じ世帯の人は「現役並の所得者」として原則3割負担となります。ただし被保険者が二人の世帯で合計年収が520万円未満なら「基準収入額適用申請」という手続きで1割負担となります。

老親が物忘れが激しくなり手続きを忘れてしまった場合は、家族が必要書類を集めて市役所に申請書を提出すれば1割負担に戻すことができ、払い過ぎた医療費は還付されます。

● 老親の家計管理

老親の家計の収支・財産で問題に直面したら、子供はどうすればいいのでしょうか。

第一は親の家計の年間収支を把握しましょう。高齢者の家計の収支は老齢年金などの公的年金や株式の配当金、投資信託の分配金、預金利子などの資産運用による収支が大半です。

一方、支出のうち大きいものは医療費や介護費用です。高齢になれば多くの人が病気がちになり、介護費用も含めて自己負担が膨らみやすい傾向にあります。

高齢者世帯の多くはこうした支出を収入では賄えず、預金などを取り崩す例が多く見られます。

そこで必要となるのが親の財産がどこにどれくらいあるのかを知っておくことです。

預貯金、不動産、有価証券といった財産別に種類や所在、金額、数量などを一覧表にすると分かりやすく管理もしやすくなります。

親の収支・財産の全体象が見えてきたら、次は無駄遣いがないかを確認して下さい。

例えば公的医療保険や介護保険では自己負担が一定額以上になると超えた金額が還付される「高額医療費」「高額介護サービス費」という制度があります。

● 口座は集約を

財産管理の面では取引金融機関と口座の整理をすることが重要です。

高齢者の場合、比較的多くの金融機関に口座を開いているものの、実際にお金を預けたり引き出したりする銀行は限られる例が目立ちます。

また、取引に必要な口座届出印が見当たらないケースも多く見られ、こうした状態で相続が発生すると、子どもは名義書き換えの手続きが煩雑となるため、使用していない口座は整理しておくことも必要です。



（株）横浜総合フィナンシャルの西尾です！

高齢者は通院や入院、医薬品代などで医療費がかさみやすいので所得税、住民税の医療費控除の確定申告が必要になるケースが多く見られます。しかし忘れていない場合や面倒だからとしていない場合がありますのでご注意ください。

今月の一言…“良薬は口に苦し”

聡明さは行動の選択の質によって証明される

(青木 仁志)

ガンバルより大切なのは正しい選択をすること、正しい選択をするためには正しい（質の高い）価値観を身につけること。真面目で必死にガンバル人ほど、視野が狭くなり方向性がブレて思い通りの成果が出せない… 周り中に良くありますね。深呼吸、深呼吸！（笑）

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言…（v o l . 1 0 4）

★ 先日、未来創造塾特別編「九州とじき塾」を福岡で受講して参りました。講義の中で久々にプロジェクトX「厳冬黒四ダム、断崖絶壁の輸送作戦」を視聴しました。戦後最大のプロジェクトに延べ1,000万人の人手と171名の尊い犠牲者を出しながら7年間で完成させたダム建設の話でした。間組の現場総監督の中村精氏の言葉が心に残りました。「何がなんでもやらなきゃいけない」まるで執念のような覚悟を感じました。私も「何がなんでもやる」という強い覚悟を持ち続けたいと思います。 (NISHIO)

★ 体操の内村航平選手が体操世界初のプロ選手宣言をされました。むしろプロがいなかったことに驚きもありましたが、世界選手権と五輪で個人総合8連覇の偉業を成し遂げていても、道なきところに道を作ることは大変なこと想像できます。それでも「体操を究極まで突き詰め、日本の伝統の美しい体操を一般の人にも分かるように伝えたい」という思いのもと、これまでの自分を信じ、一步を踏み出した強さは見習いたいと思います。皆様には今年もお世話になりました。来年もよろしくお願ひします。 (YAMAMOTO)

★ SNSで20歳になる息子さんの誕生日祝いをしている、お客様の家族写真を拝見しました。その息子さんの就職希望先は、親族の会社…。事業承継するころには、創業100年を超え【5代目】となる予定です。そんなお客様から、今月社員の息子さんの面接をすることになったというお話も伺いました。親族や社員の身内から働きたいと思われる会社は、永く社会から愛される会社であることは言うまでもありません。中小企業こそ身内に誇れる価値ある仕事を生み出すことが、あるべき姿だと教えて頂きました。 (TOCHIKURA)

★ 毎月開催している“未来創造塾”の仲間と「創造塾：博多特別編」に行って来ました（笑）初日は午後から毎年創造塾で講演をいただいている組織活性化コンサルの戸敷先生の講義をいただいて、夜は中州の大宴会（朝3時半まで飲んだ人達も？）、翌日は太宰府天満宮で商売繁盛の祈願をして帰浜しました。ようするに・・・戸敷先生をダシにして皆で遠足気分で盛り上がりとういう企画でした～。一部「泉先生と中州じゃロクなことしそもない」という奥様の疑念により参加が危ぶまれたメンバーもいましたが・・・（爆）



ただ、博多で盛り上がりすぎた天罰か、潜伏期間を経て翌週見事に何年かぶりのインフルエンザになりました。師走の繁忙期もあり「自己管理を徹底しろよ、たるんでると風邪ひくぞ」と事務所へ気合を入れようとした矢先に自分が最初にインフルエンザになりました。この風邪は「戸敷カゼ」でしょうか？ さ～て、今年もあと二週間、色々なことが火花を散らせながら動き始めました！ よっしゃ！ 突っ走りますよ～！ 気合だ！ 気合だ！ (IZUMI)

TEAM yoko-so

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／株式会社横浜総合フィナンシャル／株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

セミナーのご案内

※関与先値引き有り

★ “将軍の日” 中期経営計画作成セミナー

自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日！

日時：平成29年3月7日(火)・22(水)／10時～18時

※大好評により1月・2月開催分は満席となりました。3月分も残席わずかです。

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：5社限定 料金一社 32,400円

昼食代込（お二人迄参加可）

★ “未来創造塾” 毎月開催、経営者セミナー <※※※会員募集中※※※>

第72回「今年もすべて見せます！！TEAM横総の経営計画書」

講師：株式会社 横浜総合エクスペリエンス 代表取締役 泉 敬介

日時：平成29年1月19日(木)／16時～18時、終了後実費にて懇親会

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：都度参加会費 5,000円

★ “後継者育成塾” 4期生募集中

創業者の志を継承する「人財」を育成します！

主催：NN構想首都圏地域会LLP

日時：平成27年5月15日(金)～平成29年3月4日(土)

場所：日帰り／(株)日本BIGネットワークセミナールーム(東京駅八重洲口徒歩4分)

泊まり／湘南国際村センター セミナールーム(逗子駅よりバス20分)

募集：全12日間(内3回1泊2日) 90万円(税抜き)

ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人財経営センター、(株)日本M&Aセンター、社会保険労務士法人エール

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人日本フードアドバイザー協会

(株)パワーズアンリミテッド、NMC 税理士法人税務総合対策室、税理士法人東京クロスボーダーズ

(株)日本エスクロー信託、ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0023 横浜市中区山下町 209 帝蚕関内ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所 / TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります